

◎新潟県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
一般国道 353号
- 2 道路の位置
柏崎市大字上方字岡ケ620番1から同市大字上方字岡ケ620番3まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 柏崎土地改良区理事長
所在 柏崎市三和町8番19号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間
平成22年4月1日から当該施設の存続する日まで